

[大阪化学工業薬品協会の概要]

大阪化学工業薬品協会は、昭和 21 年 5 月 15 日、大阪の化学工業薬品業者であって毒物劇物取扱の免許を有する業者 85 社により、戦後の市場安定と同業者の向上発展を期し、大阪化学工業薬品業協会として発足、昭和 22 年 6 月、会員の拡大を図るべく「毒物劇物取扱の免許を有する者」の枠を削除し、広く化学工業薬品業者の結集を目指すとともに名称も「大阪化学工業薬品同業組合」と改称、化学工業薬品に係わる諸事項について会員企業が的確に対応する為の諸事業を実施するほか、高圧ガス取締法や危険物規制に関する会員への指導通知や薬科大学の後援、大阪市に化学消防車を寄付するなどの活動をも展開してきたが、会員の殆どが毒物劇物の取扱者であることから、毒物及び劇物取締法令の大幅な改正がなされたこと等もあり、製造業者、輸入業者を含めた会員の拡大と事業のさらなる発展を期し、昭和 39 年 9 月に「大阪化学工業薬品協会」と改称し現在に至っている。

現在は、290 社の加入を得て、毒物及び劇物取締法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)、労働安全衛生法、薬事法（現：医薬品医療機器等法）、危険物関係など関係法令の講習会、説明会を開催するほか、広く時代と業界のニーズに応え、業界関連情報の提供とともに異業種見学会、社会見学会を催すなど、会員の向上発展と会員相互の親睦に努めている。

また、当協会と主旨を同じくする東京化学工業薬品同業組合（現：東京化学工業薬品協会）及び愛知県化学工業薬品協同組合の 3 団体により、昭和 51 年 9 月 21 日、全国化学工業薬品団体連合会を結成、その後、宮城県毒物劇物協会、新潟県化学工業薬品協会、広島県毒物劇物安全協会の加盟を得て、まさに全国規模の団体となり、中央官庁の指導を得ながら、化学工業薬品の品質、安全性の向上、環境問題等に関し広く会員企業の意向を吸収しつつその適正な事業活動の推進に応えるべく努めている。

大阪化学工業薬品協会規約

第一章 総 則

(名 称)

第 一 条 本会は、大阪化学工業薬品協会と称し、英文ではOsaka Industrial Chemicals Associationとする。

(目 的)

第 二 条 本会は、化学工業薬品業者の緊密な連携によって会員の福利を増進し、取引の信用を高め、もって化学工業薬品業界の健全な発展を期するとともに、国民生活の向上と安全確保に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 三 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会員の業務振興のため、関係官庁並びに関係団体に対し積極的に意見の具申、連絡調整をすること。
- 二 関係法規の公布改廃並びに業界の必要事項につき速やかにこれを会員に通報すること。
- 三 有意義な資料の統計を行い、必要に応じて公刊すること。
- 四 会員の啓発、向上並びに会員相互の親睦を図るため、研修会、説明会、懇談会等を開催すること。
- 五 その他目的を達成するために必要でかつ適当な事業

(事務所)

第 四 条 本会は、主たる事務所を大阪市に置き、必要に応じて従たる事務所を適宜の地に置くことができる。

第二章 会 員

(組 織)

第 五 条 本会は、大阪府内及び近隣府県に事業所を持つ化学工業薬品の業者をもって組織する。

(入会等)

第 六 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込書を事務局に提出し、常務理事会の承認を得て入会することができる。

2 会員は、本会に所定の届出をして退会することができる。

3 会員の入会及び退会については、理事会に報告する。

(入会金)

第 七 条 入会を承認せられた新会員は、別に定める入会金を本会に納めなければならない。

(会 費)

第 八 条 会員は、本会の会費を納入しなければならない。

2 本会の会費については、総会の決議で別にこれを定める。

3 既に納入した会費は、返還しない。

(会員資格の喪失)

第 九 条 会員で次の事由を生じたときは、その資格を失うものとする。ただし、理事会において承認を受けた場合は、この限りでない。

一 破産の宣告を受けたとき。

二 事業を廃止したとき。

三 本会の地域外に移転したとき。

四 会費を納入しないとき。

第三章 役員、名誉会員、相談役及び顧問

(役員)

第十条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 50名以内
- 二 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長、若干名を常務理事とする。
- 3 専務理事1名を置くことができる。

(選任)

第十一条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の互選によって選任する。
- 3 専務理事は、理事会において会員外から選任することができる。

(職務)

第十二条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事会の委任を受けて会務を処理執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務に関する重要事項を審議する。
- 5 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(任期)

第十三条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(名誉会員、相談役及び顧問)

第十四条 本会に名誉会員、相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会員は、理事長経験者及び副理事長経験者のうちから、理事会において推挙する者とする。
- 3 相談役は、本会に功労があった役員のうちから、理事会において推挙する者とする。
- 4 顧問は、学識経験者等であって、理事会において推挙する者とする。
- 5 名誉会員及び相談役は、理事会及び常務理事会に出席して意見を述べることができる。
- 6 相談役は、理事長の諮問に答える。
- 7 顧問は、理事会及び常務理事会の諮問に応える。
- 8 相談役及び顧問は、理事会の決議を経てその任を解くことができる。

第四章 会 議

(総 会)

第十五条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 総会は、本会の運営に関する重要事項を議決する。
- 4 通常総会は、毎会計年度終了後2カ月以内に開催する。
- 5 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - 一 理事長が必要と認めるとき。
 - 二 理事会が必要と認めたとき。
 - 三 会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき。

(理事会及び常務理事会)

第十六条 理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、本会の重要会務の執行及び総会に附議すべき事項等について議決する。
- 3 常務理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

- 4 常務理事会は、理事会の委託を受けて会務の執行について審議する。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(会議の招集)

第十七条 総会、理事会及び常務理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第十八条 総会、理事会及び常務理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第十九条 総会及び理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって定足数に加えることができる。

(議決)

第二十条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第二十一条 総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長及び議長が指名する出席者2名が議事録署名人としてこれに記名捺印する。

第五章 事務局

(事務局)

第二十二条 本会は、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、次の職員を置くことができ、理事長がこれを任免する。

- 一 事務局長 1 名
- 二 主 事 1 名
- 三 書 記 若干名

3 事務局長は、専務理事に事故あるときは、その職務を代行する。

第六章 会計

(会計年度)

第二十三条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び収支決算)

第二十四条 理事長は、毎会計年度終了後遅滞なく次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえ、理事会の議決を経てこれを通常総会に提出し、承認を得なければならない。

- 一 事業報告書
- 二 収支決算書
- 三 その他必要な書類

第七章 規約の改正、解散等

(規約の改正)

第二十五条 この規約は、総会の議決を得て変更することができる。

(解散)

第二十六条 本会は、総会の議決で解散する。

- 2 本会が解散したときは、理事が清算人となる。

(実施細則等)

第二十七条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定めることができる。

附 則

この規約は、昭和 21 年 5 月 15 日から施行する。

この規約は、昭和 22 年 6 月 5 日から施行する。

この規約は、昭和 35 年 5 月 11 日から施行する。

この規約は、昭和 39 年 9 月 25 日から施行する。

この規約は、昭和 41 年 5 月 17 日から施行する。

この規約は、昭和 49 年 5 月 15 日から施行する。

この規約は、昭和 60 年 5 月 21 日から施行する。

この規約は、平成 12 年 5 月 22 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 5 月 17 日から施行する。